

重要事項説明書

あなたに対する障害福祉サービスを提供するにあたり、厚生労働省令及び岐阜県条例に基づき当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

| | |
|-------|-------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人ぶなの木福祉会 |
| 所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町白鳥 33-17 |
| 電話番号 | 0575-83-0123 |
| 代表者氏名 | 理事長 野田 美鈴 |
| 設立年月日 | 平成 14 年 4 月 1 日 |

2. サービスを提供する事業所

| | |
|---------------|---|
| 名 称 | ぶなの木学園 |
| 事業所の種類 | 生活介護 |
| 所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町白鳥 33-17 |
| 開設年月日 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 管理者 | 鷺見 智子（サービス管理責任者兼務） |
| 通常サービスを提供する地域 | 岐阜県郡上市 |
| 対象者 | 身体障害者（18 歳未満の者を除く） 知的障害者（18 歳未満の者を除く） 精神障害者（18 歳未満の者を除く） 難病等対象者（18 歳未満の者を除く） |
| 定 員 | 40 名/日 |
| 営 業 日 | 月曜日から土曜日までとする。 ただし、国民の祝祭日、夏期・冬期休暇、あらかじめ事業所が定める日を除く。 |
| 営 業 時 間 | 月曜から金曜 8：30～17：30 土曜日 8：30～15：00 |
| サービス提供時間 | 月曜から金曜 9：00～16：00 土曜日 8：30～15：00 |

3. サービスの目的及び運営方針

| | |
|-----|--|
| 目 的 | 主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行い、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的としてサービスを提供し障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。 |
|-----|--|

| | |
|---------|--|
| 運 営 方 針 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正なサービスの提供をします。 |
|---------|--|

4. 従業者の職種、員数及び職務の内容

| 職 種 | 定 数 | 職 務 の 内 容 |
|-----------------|-----|--|
| 管 理 者 | 1 | 職員の管理、指定就労継続支援 B 型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援 B 型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。 |
| サービス管理 責 任 者 | 1 | <p>(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。</p> <p>(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。</p> <p>(ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。</p> <p>(エ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。</p> <p>(オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> |
| 医 師 | 嘱託 | 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。 |
| 看 護 職 員 | 2 | 医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指 |

| | | |
|-------|----|--|
| | | 導を行う。 |
| 生活支援員 | 17 | 必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談を行う。 |
| 調理員 | 3 | 調理業務、厨房・食堂等の給食に関する場所の清掃整理、その他給食に関する業務を行う。 |
| 事務員 | 1 | 必要な事務を行う。 |

5. サービスの内容

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 軽作業等の生産活動
- (6) 創作的活動
- (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (8) 生活相談
- (9) 健康管理
- (10) 訪問支援
- (11) 送迎サービス
- (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜、(2) から (12) に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

6. 利用者から受領する費用の額

| | |
|---------|---|
| 食費 | 昼食 600 円 (うち食材料費 400 円) 食事提供加算を算定した場合は、昼食代から加算の額を引いた額 |
| 日用品費 | 個人の選択で使用する日用品を事業所が用意した場合は、その実費額 |
| おやつ代 | 50 円 希望者に提供します。 |
| 送迎に係る費用 | 利用者の心身の状況を勘案し、真に送迎が必要な場合は送迎を行います。その場合は燃料代実費相当額として別表に定める額を徴収します。 |

7. 利用料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定める額）のうち 9 割が、介護給付費の給付対象です。事業者が訓練等給付費を直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分としてサービス利用料金の 1 割の額をお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。1 単位の金額は 10 円です。

利用料金は翌月 10 日頃までに請求書を発行しますので、指定の方法でお支払いください。正当な理由がなく利用料金を 3 ヶ月以上滞納されると、サービスの利用を制限させていただく場合があります。

現在算定している介護給付費（1日当たり）

| | | |
|------------------|--|---|
| 生活介護サービス費 | 区分6 1144単位 区分5 854単位 区分4 601単位 区分3 541単位 区分2 493単位 | |
| 福祉専門職配置等加算（Ⅰ） | 15単位 | 常勤の職業指導員等のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものが、25%以上配置されている場合算定します。 |
| 初期加算 | 30単位 | 利用開始から30日を限度として算定します。 |
| 欠席時対応加算 | 94単位 | 利用を予定されていた日に、急病等により莉湯を中止した場合において、従業員が連絡調整その他相談援助を行った場合、月に4回を上限として算定します。 |
| 人員配置加算（Ⅲ） | 38単位 | 利用者2.5人に対し1人の職員が配置されている場合算定します。 |
| 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ） | 19単位 | 常勤換算で1以上の看護職員を配置している場合算定します。 |
| 送迎加算（Ⅰ） 重度加算 | 21単位 28単位 | 居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき算定します。 |
| 食事提供体制加算 | 30単位 | 施設で調理を行った食事を提供した場合算定します。 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | | 算定した訓練等給付費単位数に1000分の69に相当する単位数を算定します。 |

8. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

生活介護サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

9. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う生活介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

11. 苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

| | | |
|------------------|--|---------------------------------------|
| 当事業所 ご利用相談窓口 | 窓口担当者 鷺見 智子 ご利用時間 9:00～16:00 電話番号 0575-83-0123 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 | |
| 苦情処理委員会 第三者委員 | 猪島 隆子 | 電話番号 0575-82-3809 岐阜県郡上市白鳥町大島 424 |
| | 鷺見 雪子 | 電話番号 0575-82-2641 岐阜県郡上市白鳥町中津屋 192 |
| 郡上市役所 社会福祉課 | 所在地：岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地 電話番号：0575-67-1121 | |
| 運営適正化委員会 | 所在地：岐阜市下奈良 2-2-1 県福社会館内 電話番号：058-278-5136 | |

12. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備を行います。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

13. 利用にあたっての留意事項

| | |
|----------|--|
| 設備・器具の利用 | 施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります |
| 喫煙 | 全館禁煙です。 |
| 貴重品の管理 | 貴重品の管理は、利用者の責任において管理をしてください。自己管理が出来ない場合は、施設に貴重品を持ち込まない等の対応をお願いします。 |
| 禁止事項 | 施設内での布教活動、政治活動、営利活動、危険物の持ち込みは禁止します。 |

14. 非常災害時の対策

| | |
|--------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 平時の訓練 | 別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を実施します。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水 2 日分） （その他、携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等） |
| 消防計画 | 防火管理者 : 鷺見 智子 |
| 保険加入 | 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 |

15. 協力医療機関

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | 社会医療法人白鳳会鷺見病院 |
| 医院長名 | 理事長 堀江 直史 |
| 所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町白鳥 2-1 |
| 電話番号 | 0575-82-3151 |

(2)

| | |
|---------|--------------------|
| 医療機関の名称 | 沢崎医院 |
| 医院長名 | 澤崎 茂樹 |
| 所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町為真 1317-3 |
| 電話番号 | 0575-82-2080 |

指定障害福祉サービス（生活介護）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : ぶなの木学園

説明者 : 管理者 鷺見 智子

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、サービスの利用内容について同意しました。

サービス利用は 年 月 日より開始します。

平成 年 月 日

利用者住所

氏 名